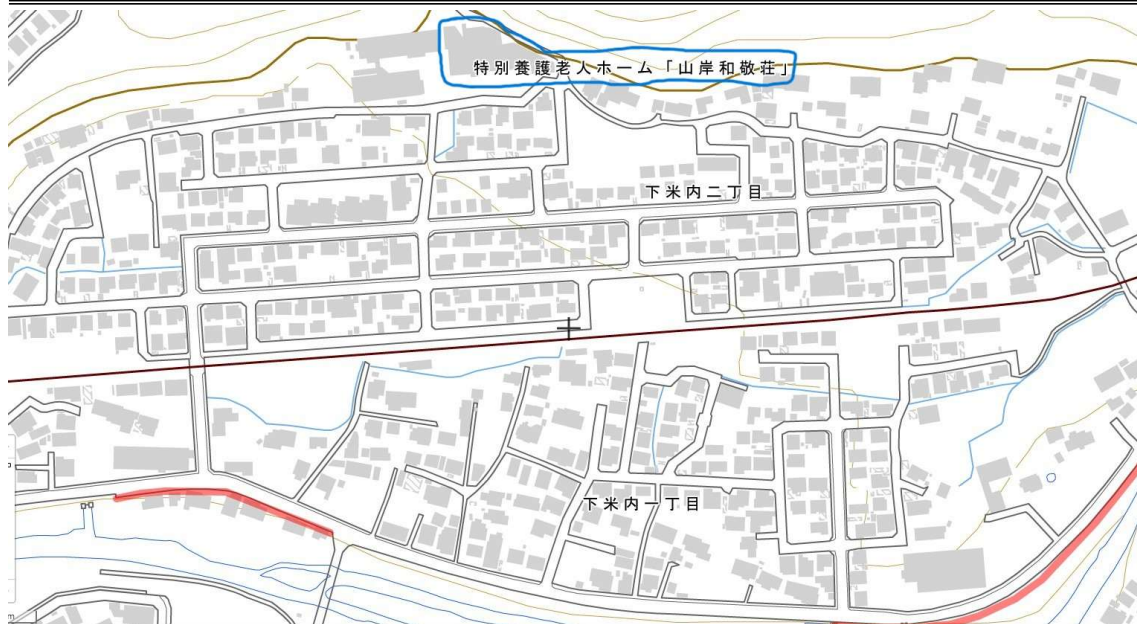


3. 一時避難所

水防法改正に伴い、山岸小学校は、洪水時指定避難所から外れ、**山岸地区活動センターのみが指定避難所**となりました。しかし、指定避難所への移動は、現実的に難しい状況と思われます。そこで、町内会では独自に一時避難所として「山岸和敬荘」を考えました。和敬荘に相談したところ、快く受け入れてくれました。但し、山岸和敬荘は、土砂災害警戒区域に指定されています。それを踏まえて、ご利用ください。利用できる箇所は下記のとおりです。

(1) 1号館1階ホール (2) 1号館1階コミュニティーホール(長期に渡る避難の場合)



日頃から避難所への安全な経路を確認しましょう。

4. 避難の判断と安全な経路

冠水した道路を歩くことは、水深が浅くてもふたの外れたマンホールや側溝などが見えなくなるため非常に危険ですので、避難場所への移動は浸水が始まる前に行うことが基本です。避難指示等が発令されたり、発令前でも危険が高まったと判断されたりしたら、ためらわず避難を始めましょう。

予想される浸水が浅い地域に住んでいる場合や既に浸水が始まっているなど移動するのに危険な状況になってしまった場合は、状況に応じて自宅や近所のビルなど堅牢な建物の2階以上に避難しましょう。橋や川の近くは、川が増水している場合には川の流が速く、橋が壊れたり流されたりして非常に危険ですので、川のそばに近寄らないようにしましょう。

自主避難の目安

今までの降り方と違うなど洪水や浸水の危険を感じたとき

地域に記録的短時間大雨情報または大雨特別警報が発表されたとき

気象庁防災情報の洪水・浸水危険度分布でレベル3以上が予想されたとき

地区に影響する川の避難判断水位を超えたとき